

平成二十九年法律第六十三号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法  
(趣旨)

**第一条** この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く察じておられることが、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで國事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることが現下の状況に鑑み、皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(天皇の退位及び皇嗣の即位)

**第二条** 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

(上皇)

**第三条** 前条の規定により退位した天皇は、上皇とする。

(上皇の敬称は、陛下とする。)

**第四条** 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

**第五条** 上皇に関する事項を除き、皇室典範(第二条、第二十八条第二項及び第三項並びに第三十条第一項を除く。)に定める事項については、皇族の例による。

(上皇后)

**第六条** 上皇の后は、上皇后とする。

(上皇后)

**第七条** 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関する事項については、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。

(上皇后)

**第八条** 上皇に関する他の法令の適用(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次項、次条、附則第八条及び附則第九条の規定は公布の日から、附則第十条及び第十二条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行する。

**第二条** 前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

(この法律の失効)  
**第二条** この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があつたときは、その効力を失う。

(上皇に関する他の法令の適用)

**第四条** 上皇に関する事項については、天皇の例による。

**第一条** 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法(昭和二十三年法律第一百四十七号)の規定による検察審査員の職務

**第二条** 前号に掲げる事項のほか、皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)その他の政令で定める法令に定める事項

**第三条** 上皇に関しては、前項に規定する事項のほか、警察法(昭和二十九年法律第六百六十一号)その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

**第四条** 上皇の御所は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号ホに掲げる施設とみなす。

(上皇后に関する他の法令の適用)

**第五条** 上皇后に関する事項については、皇太后の例による。

**第一条** 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務

**第二条** 前号に掲げる事項のほか、皇室経済法その他の政令で定める法令に定める事項

(皇位継承後の皇嗣に関する皇室経済法等の適用)

**第六条** 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に対しては、皇室経済法第六条第三項第一号の規定にかかわらず、同条第一項の皇族費のうち年額によるものとして、同項の定額の三倍に相当する額の金額を毎年支出するものとする。この場合において、皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)第十条の規定の適用については、同条第一項中「第四項」とあるのは、「第四項並びに天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)附則第六条第一項前段」とする。

**第七条** 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室経済法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

**第二条** 前項の規定により贈与税を課さないこととされた物については、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第十九条第一項の規定は、適用しない。

(意見公募手続等の適用除外)

- 第八条** 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六章の規定は、適用しない。
- 一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づく政令
  - 二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令

（政令への委任）

- 第九条** この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（附 則）  
（施行期日）  
（令和元年五月一四日法律第一〇号）抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。